

# 潟上市中小企業等稼げる力創出補助金交付要綱

令和4年3月30日

告示第47号

(目的)

第1条 この告示は、市内の中小企業等が主体的に事業の多角化等に取り組む場合に、そのための基盤整備並びに商品開発及び販路拡大に係る経費の一部を補助することにより市の産業振興及び地域経済の活性化を図り、市全体の「稼げる力」を創出することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 潟上市中小企業等稼げる力創出補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事業所を有する法人又は個人事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 直近過去5箇年のうちの最大及び最小の値を除いた3箇年の平均売上げと比較し10パーセント以上売上げを向上させることを目標とする事業再編、事業再構築、生産拡大、事業承継、サプライチェーン形成等であって、100万円以上の経費（第4条第1項各号に規定する経費に限る。）を要するもの（以下「事業再編等」という。）に取り組む者であって、当該事業再編等の計画について、市の産業振興及び地域活性化に特に資するものであるとしてあらかじめ市長から認定を受けているものであること。
- (2) 市内住所地で所得の申告をしていること。
- (3) 産業分類における第2次産業又は第3次産業のいずれかに該当する業種であること。ただし、市内で事業を営む法人であって、事務所を有すると認められる場合については、当該業種が農業である場合を除き、この限りでない。
- (4) 市内において3年以上事業を営んでいること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者とししない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に規定する公共法人
- (2) 別表に掲げる事業を行う者又は行おうとする者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 法人又は個人事業者として行う事業に係る市県民税、固定資産税、軽自動車

車税、水道料金及び下水道使用料を滞納している者。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次条に規定する補助対象経費の2分の1以内の額とし、500万円を上限とする。ただし、補助対象者が第5条第3項の規定により連名で計画を作成し、及び申請した者であるときの上限は、1,000万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、事業再編等に係る経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 建物改修費、建物附属設備費及び機械設備費
- (2) 機械機器購入費及びシステム購入費
- (3) 商品及び製品の開発又は磨上げに係る費用（外注費も含む。）
- (4) マーケティング調査費
- (5) 広告宣伝費及び販売促進費（広告作成、媒体掲載並びに展示会等出展費用及びこれに伴う旅費を含む。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

2 前項の規定にかかわらず、人件費、リース料、手数料、消耗品費及び消費税については、補助対象経費としない。ただし、事業再編等のうち、事業承継に伴う雇用継続に係る人件費については、この限りでない。

(認定の手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業再編等に着手する前に、その計画についてあらかじめ市長から認定を受けなければならない。

2 前項の認定の申請は、認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 直近過去5箇年の所得税の確定申告又は市県民税の申告書の写し
- (3) 市税等滞納有無調査承諾書（様式第3号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

3 申請者は、事業再編等に共同で取り組もうとするときは、計画を連名で作成し、及び申請することができる。

(計画の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、計画を認定する場合にあっては認定通知書(様式第4号)により、計画を認定しない場合にあってはその理由を付して審査結果通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査をするに当たり、事業経営に識見を有する者その他市長が審査に必要と認める者から意見を聴くことができる。
- 3 前項の規定による意見聴取に応じた者については、予算の定める範囲内において謝礼を支給することができる。
- 4 市長は、計画を認定するに当たり、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(認定の期間等)

第7条 市長が認定した計画の有効期間(以下「認定期間」という。)は、前条の規定による認定の日から2年間とする。

- 2 認定された計画に基づく事業再編等については、認定期間内に完了させなければならない。

(計画の変更等)

第8条 認定事業者は、工場等の立地場所、事業再編等に要する経費その他認定された計画を変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第6号)により市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

- 2 第6条の規定は、計画の変更について準用する。
- 3 認定事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに事業中止等届出書(様式第7号)により市長に届け出なければならない。
  - (1) 認定された計画に基づく事業再編等を中止し、又は廃止するとき。
  - (2) 第2条第1項に規定する補助対象者の要件を満たさなくなるとき。

(認定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条第3項に定める事業中止等届出書の提出があったとき。
- (2) 第6条第4項の規定により計画の認定に当たり付した条件に違反したと認

められるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により計画の認定を受けたと認められるとき。

(4) 認定された計画の遂行が明らかに困難と判断したとき。

(補助金の申請)

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助対象経費内訳書(様式第9号)

(2) 補助対象経費に係る見積書等の写し

(3) 振込口座届出書(様式第10号)

(4) 通帳の写し等振込口座が確認できる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

2 第5条第3項の規定により計画を連名で作成し、及び申請した認定事業者がそれぞれ個別に補助金の交付を受けようとするときは、それぞれの補助対象経費に応じて個別に申請するものとする。

(補助金の交付決定等)

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査し、補助金の交付を決定した場合にあっては交付決定通知書(様式第11号)により、補助金を交付しないと決定した場合にあっては不交付決定通知書(様式第12号)により交付申請をした認定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 交付決定を受けた認定事業者は、事業再編等を完了したときは、完了日から10日以内に実績報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 補助対象経費実績内訳書(様式第14号)

(2) 補助対象経費に係る領収書(計画の認定の日以後に発行されたものに限る。)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(補助金の交付確定等)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容について審査し、補助金の交付を確定した場合にあっては交付確定通知書(様式第15号)により、補助金を交付しないと確定したときにあっては不交付確定通知書(様式第16号)により実績報告をした認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 14 条 交付確定を受けた認定事業者に対しては、確定の日から起算して 30 日以内に補助金の交付を行う。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、潟上市補助金等交付規則（平成 17 年潟上市規則第 42 号）で定めるところにより、概算払により補助金を交付することができる。

3 第 1 項の規定は、前項の規定により概算払をする場合について準用する。

(進捗状況の報告)

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の遂行の状況に関し、交付年度の翌年度の 4 月 30 日までに補助事業進捗状況報告書（様式第 17 号）により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告は、補助事業の完了から 3 年を経過するまで毎年度報告しなければならない。

(調査等)

第 16 条 市長は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、関係書類の提出、事情聴取、立ち入り検査等を求めることができる。

(財産処分の制限)

第 17 条 補助金の交付を受けた者は、補助金を活用して取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号にいずれかに該当するときは、補助金の返還を求めることができる。

(1) 第 9 条の規定により計画の認定が取り消されたとき。

(2) 提出書類等の記載事項に虚偽があるとき。

(3) その他不正な手段によって交付を受けたとき。

(その他)

第 19 条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 30 日告示第 47 号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日告示第38号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第33号）

別表（第2条関係）

1 金融・保険業（大分類Jに含まれるもの。ただし、法人による保険媒介代理業（小分類674）及び保険サービス業（小分類675）は除く。）
2 不動産業・物品賃貸業（大分類Kに含まれるもの。ただし、物品賃貸業（中分類70）は除く。）
3 以下のサービス業 (1) 風俗営業・性風俗特殊営業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制の対象となるもの） (2) 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類803に含まれるもの） (3) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類8096に含まれるもの） (4) 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類7291に含まれるもの） (5) 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。） (6) 易断所、観相業、相場案内業（細分類7999に含まれるもの） (7) 宗教（中分類94に含まれるもの） (8) 政治・経済・文化団体（中分類93に含まれるもの）

日本標準産業分類による